

令和7年 第2回 福岡市選挙管理委員会

1月20日（月） 午前10時30分

議 題

1 報告事項

- ① 選挙人名簿から抹消する者の数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 福岡県知事選挙等における期日前投票所の設置について
- ④ 福岡県議会議員補欠選挙に係る地方書記室の設置について
- ⑤ 「はたちのつどい」における啓発活動の実施について

2 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・ 令和7年2月5日（水） 午前10時30分
- ・ 令和7年2月20日（木） 午後1時30分
- ・ 令和7年3月5日（水） 午前10時30分

報告事項 1

選挙人名簿から抹消する者の数について

12月 6 日～ 1 月20日区委員会議決分

区 分	抹消者の合計	抹 消 者 の 内 訳		
		死 亡 者	市外転出後 4箇月経過者	在外登録移転者
東 区	896	321	575	0
博 多 区	920	224	695	1
中 央 区	682	162	520	0
南 区	717	287	430	0
城 南 区	329	149	180	0
早 良 区	524	257	267	0
西 区	556	224	332	0
福岡市計	4, 624	1, 624	2, 999	1

参考（12月 6 日～ 1 月20日区委員会議決における抹消後の選挙人名簿登録者数）

	前回 選挙人名簿登録者数	前回以降の 抹消者数	1月20日現在 選挙人名簿登録者数
福岡市計	1, 316, 958	4, 624	1, 312, 334

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

12月 6 日～ 1 月20日区委員会議決分

区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東 区	127	1	0	0	128
博 多 区	95	2	1	3	95
中 央 区	139	0	0	0	139
南 区	149	0	0	3	146
城 南 区	75	0	0	0	75
早 良 区	112	1	0	1	112
西 区	80	1	0	0	81
福岡市計	777	5	1	7	776

報告事項 3

福岡県知事選挙等における期日前投票所の設置について

令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（西区選挙区）において、下記のとおり、期日前投票所を設置するもの。

記

1 期日前投票所の設置について

別紙のとおり

2 有権者への周知

投票所入場整理券、選挙公報、ホームページ、市政だより、施設内の掲示物などで周知

なお、より多くの選挙人に投票していただくため、投票所入場整理券（選挙の案内はがき）がなくても投票できることについても周知を図る。

期日前投票所の設置状況（令和7年3月23日執行 県知事選及び県議補選（西区））

区 分	期日前投票所	所在地	設置期間
全 区	<u>ソラリアプラザ （1階ソラリアゼファ）</u>	中央区天神二丁目2番43号	3月15日(土)～3月22日(土) 午前10時～午後7時
東 区	東区役所別館3階301会議室	東区箱崎二丁目54番1号	3月7日(金)～3月22日(土) 午前8時30分～午後8時
	なみきスクエア1階交流ロビー	東区千早四丁目21番45号	3月15日(土)～3月22日(土) 午前10時～午後8時
	イオンモール香椎浜 （2階イオンホール）	東区香椎浜三丁目12番1号	3月15日(土)～3月22日(土) 午前10時～午後7時
博多区	博多区役所1階多目的スペース	博多区博多駅前二丁目8番1号	3月7日(金)～3月22日(土) 午前8時30分～午後8時
	<u>さざんびあ博多1階市民ロビー</u>	博多区南本町二丁目3番1号	3月15日(土)～ <u>3月22日(土)</u> 午前10時～ <u>午後8時</u>
	ららぽーと福岡 （1階メディアパーク）	博多区那珂六丁目23番1号	<u>3月15日(土)～3月22日(土)</u> 午前10時～午後7時
中央区	中央区役所3階大会議室	中央区大名二丁目5番31号	3月7日(金)～3月22日(土) 午前8時30分～午後8時
	イオンスタイル笹丘 （2階多目的ホール）	中央区笹丘一丁目28番74号	<u>3月17日(月)～3月21日(金)</u> 午前10時～午後7時
南 区	南区役所2階大会議室	南区塩原三丁目25番1号	3月7日(金)～3月22日(土) 午前8時30分～午後8時
	福翔高等学校セミナーハウス 1階研修室	南区野多目五丁目31番1号	<u>3月15日(土)</u> ・3月16日(日) 午前10時～午後6時
	ららぽーと福岡 （1階メディアパーク）	博多区那珂六丁目23番1号	<u>3月15日(土)～3月22日(土)</u> 午前10時～午後7時
城南区	城南区役所3階大会議室	城南区鳥飼六丁目1番1号	3月7日(金)～3月22日(土) 午前8時30分～午後8時
	イオンスタイル笹丘 （3階多目的ホール）	中央区笹丘一丁目28番74号	<u>3月17日(月)～3月21日(金)</u> 午前10時～午後7時
早良区	早良区役所2階大会議室	早良区百道二丁目1番1号	3月7日(金)～3月22日(土) 午前8時30分～午後8時
	早良区役所入部出張所2階保健相談室	早良区東入部二丁目14番8号	
	木の葉モール橋本 （1階会議室ATMコーナー横）	西区橋本二丁目27番2号	<u>3月17日(月)～3月22日(土)</u> 午前10時～午後7時
西 区	西区役所3階大会議室A・B	西区内浜一丁目4番1号	【知事】 3月7日(金)～3月22日(土) 午前8時30分～午後8時
	西区役所西部出張所2階202会議室	西区西都二丁目1番1号	【県議】 3月15日(土)～3月22日(土) 午前8時30分～午後8時
	木の葉モール橋本 （1階会議室ATMコーナー横）	西区橋本二丁目27番2号	<u>3月17日(月)～3月22日(土)</u> 午前10時～午後7時

※下線部分は、令和6年10月執行の衆議院選挙から会場等を変更している。

報告事項 4

6 選 管 第 1109 号
令和 6 年 12 月 19 日

関係市区選挙管理委員会委員長 殿

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

福岡県議会議員補欠選挙に係る地方書記室の設置及び選挙長事務等の管理執行について（依頼）

貴委員会におかれましては、日頃から各種の選挙の管理執行について、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本県におきましては、従前から福岡県議会議員一般選挙に関する事務を適正かつ円滑に管理執行するため、関係市区選挙管理委員会に地方書記室を設置し、選挙長事務等进行处理していただいております。改めて感謝申し上げます。

さて、本県では令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙と同時に、貴職の選挙区において福岡県議会議員補欠選挙が執行される見込です。これらの事務の管理執行に万全を期すため、別紙のとおり「福岡県議会議員補欠選挙執行要領」を定め、地方書記室において、選挙長事務等进行处理していただきたいと考えております。

つきましては、御多忙中誠に恐れ入りますが、この趣旨を御理解の上、御協力くださるようお願いいたします。

なお、御承諾の上は、下記により別添「職員の身分取扱い等に関する協定書」（以下、「協定書」という。）及び別紙様式 1 から別紙様式 5 について、「協定書」「別紙様式 2－1」及び「別紙様式 2－2」は書面により、その他の様式は電子メール（Excel ファイル）により、令和 7 年 1 月 15 日（水）までに御返送くださるようお願いいたします。

記

1 「協定書」について

別添「協定書」に記名押印の上、1 通を御返送願います。

2 職員の職務専念義務の免除について

協定書第 5 条の規定により、福岡県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の地方書記長及び地方書記に任命した貴選挙管理委員会（以下「貴委員会」という。）の職員（兼務職員）が選挙長事務又は県委員会の事務に従事する場合、その間に限り、貴委員会の職員としての職務に専念する義務を免除していただくことが必要になります。

職務に専念する義務の免除に係る手続については、貴委員会の所定の方法によりますが、参考までに書式例を添付します。

3 職員の推薦について

県委員会の地方書記長及び地方書記に任命すべき貴委員会の職員（書記長（事務局長）を含む。）を、別紙様式1により御推薦願います。

4 選挙長及び選挙長職務代理者の選任の承諾について

「福岡県議会議員補欠選挙執行要領」に基づいて、原則として貴職を選挙長に、貴委員会の書記長（事務局長）をその職務代理者に選任したいと考えております。

このことについては、県委員会に諮って選任することになりますが、あらかじめ貴職及び貴委員会の書記長（事務局長）の承諾を得ておく必要がありますので、別紙様式2－1及び別紙様式2－2により承諾書を御返送願います。

選挙管理委員会書記長（事務局長）が退職予定者の場合は、委員長以外の選挙管理委員等を選挙長職務代理者に選任するよう願います。

5 選挙長事務を取り扱う場所について

前記4のとおり貴職に福岡県議会議員補欠選挙の選挙長を依頼する予定ですが、この場合、当委員会は、選挙長事務を取り扱う場所をあらかじめ関係者等に周知し、告示する必要がありますので、別紙様式3によりその場所（所在地）を御報告願います。

6 選挙会を開催すべき場所及び日時について

選挙会を開催すべき場所及び日時については、当委員会があらかじめ告示することになりますので、その場所及び日時について、別紙様式4により御報告願います。

7 立候補届出等事前審査について

事前審査の日時、会場及び電話番号については、立候補予定者等からの問合せがありますので、当該情報について別紙様式5により御報告願います。

なお、事前審査では、立候補予定者等が持参した届出書類等をコピーした上で実施していただくこととしておりますので、遺漏のないよう願います。

8 電子データ（Excel ファイル）の名称

地方書記室情報（市区町村番号＋市区町村名）

（例）地方書記室情報（14 西区）

(別紙)

福岡県議会議員補欠選挙執行要領

令和7年3月23日執行予定の福岡県議会補欠選挙を円滑かつ適正に執行するため、次のとおり執行要領を定める。

I 組織

1 地方書記室の設置

- (1) 福岡県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の事務の一部を処理するため、別記のとおり関係市区選挙管理委員会（以下「関係市区委員会」という。）内に地方書記室を置く。
- (2) 各地方書記室の名称は、「〇〇市（区）地方書記室」とし、その担当する選挙区は、別記のとおりとする。
- (3) 地方書記室に地方書記長を置くこととし、別に協議して定めるところにより、当該関係市区委員会の書記長（事務局長）を任命するものとする。
- (4) 地方書記室に地方書記を置くこととし、別に協議して定めるところにより、当該関係市区委員会等の職員のうちから任命するものとする。

2 選挙長及びその職務代理者

原則として、地方書記室を置いた関係市区委員会の委員長を当該地方書記室が担当する選挙区の選挙長に、当該関係市区委員会の書記長（事務局長）をその職務代理者に選任する。

II 地方書記室が所掌する事務

1 選挙長事務の処理

- (1) 選挙長事務は、当該地方書記室において処理するものとし、当該地方書記室の書記長及び地方書記は、その事務を補助執行するものとする。
- (2) 県委員会の委員長が必要と認めるときは、選挙長事務を補助執行させるため、県委員会の書記を地方書記室に派遣することができる。

2 地方書記室において処理する事務

- (1) 選挙長事務の補助執行に関する事項
 - ① 立候補届、届出事項の異動届及び立候補辞退届を受理し、県委員会に報告すること。
 - ② 立候補届を受理された候補者に対し、選挙長が発行する次の証明書等を交付すること。
 - ア 候補者用通常葉書使用証明書
 - イ 新聞広告掲載証明書
 - ウ 選挙運動用通常葉書差出票
 - ③ 候補者の被選挙権の調査
 - ④ 候補者の氏名等を、関係する市区町村選挙管理委員会の委員長及び市区町村長に通知すること。
 - ⑤ 選挙立会人になるべき者の届出の受理、決定、選任及び通知に関すること。
 - ⑥ 選挙会を開催し、その結果を県委員会に報告すること。
- (2) 県委員会の事務の補助執行に関する事項

(別紙)

- ① 立候補届出等に関する事前審査
- ② 候補者に対する次の公営物資及び各種証明書の交付
 - ア 選挙運動用自動車及び船舶の表示
 - イ 選挙運動用拡声機の表示
 - ウ 街頭演説用標旗
 - エ 自動車船舶乗車乗船用腕章
 - オ 街頭演説用腕章
 - カ 選挙運動用ビラ証紙
 - キ その他参考資料
- ③ 候補者のポスターの見本の徴収
- ④ 候補者の選挙運動用ビラの見本の徴収
- ⑤ 政治活動用ポスターの検印
- ⑥ 選挙事務所設置届及び異動届の受理並びに県委員会への報告
- ⑦ 出納責任者選任届及び異動届の受理並びに県委員会への報告
- ⑧ 報酬を支給する選挙運動に従事する者の届出の受理及び県委員会への報告
- ⑨ 選挙公営（選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及びビラ作成）に係る事項
 - ア 契約届出書等の審査、受付及び確認書の交付
 - イ 支払請求に係る添付書類等の審査、受付及び当該書類の福岡県（企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課）への送付
- ⑩ 違反文書図画に係る所轄警察署からの現認書の受理、立候補届出時の候補者等への撤去命令書等及び現認書の交付、その他違反文書図画への撤去命令等の発出
- ⑪ 選挙公報に係る事項
選挙公報掲載申請書の受理及び県委員会への報告
- ⑫ その他県委員会が特に定める事項

Ⅲ 投票及び開票の速報

投票及び開票の速報は、県委員会と市区町村選挙管理委員会との間において直接に行うものとする。

郡部選挙区の投票及び開票の状況については、県委員会から適宜、当該選挙長に通報するものとする。

Ⅳ 経費

Ⅱに掲げる事務を処理するために要する経費は、執行経費における地方書記室経費（選挙会経費）として措置するものとする。

地方書記室一覧

地方書記室を 設置する市区		選挙区名
1	北九州市小倉南区	北九州市小倉南区
2	福岡市西区	福岡市西区
3	豊前市	築上郡・豊前市

職員の身分取扱い等に関する協定書

令和7年3月23日執行予定の福岡県議会議員補欠選挙に関して、福岡県選挙管理委員会が行う事務の一部を処理するため、福岡県選挙管理委員会を甲とし、福岡市選挙管理委員会を乙とし、福岡市西区選挙管理委員会を丙とし、甲乙丙の協議により、次のとおり定めるものとする。

(兼務の発令及び期間)

- 第1条 甲は、乙又は丙の推薦に基づき、乙又は丙の職員を、甲の職員に任命し、甲の事務を処理させるものとする。
- 2 乙又は丙の職員で甲の職員に任命された者（以下「兼務職員」という。）の兼務の期間は、甲の辞令の交付をもって定めるものとする。

(兼務職員の処理する事務)

- 第2条 兼務職員が処理する事務は、別に定めるところによるものとする。
- 2 兼務職員は、甲の事務の処理に当たっては、甲の指示に従うものとする。
- 3 甲が前項の指示をする場合は、乙と協議するものとする。

(給与及び旅費)

- 第3条 兼務職員の給料、手当及び旅費は、乙及び丙が支給するものとする。

(勤務時間等)

- 第4条 兼務職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務については、乙又は丙の関係規定を適用するものとする。

(職務に専念する義務の免除)

- 第5条 乙又は丙は、兼務職員が甲の事務に従事する場合は、その間に限り、兼務職員の乙又は丙の職員としての職務に専念する義務を免除するものとする。

(有効期間)

- 第6条 この協定は、兼務職員の兼務の期間に限り、効力を有するものとする。

(その他)

- 第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙丙の協議の上、定めるものとする。
- 2 甲丙間における文書の送受については、乙を経由して行うものとする。

この協定の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福岡県選挙管理委員会
委員長 藤井克己 印

乙 福岡市選挙管理委員会
委員長 稲員大三郎 印

丙 福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川口晴義 印

報告事項 5

「はたちのつどい」における啓発活動の実施について

1 目的

近年、若年層の投票率が低下傾向にあることから、特に投票率の低い20歳の方に対し、選挙への意識と関心を高め、投票参加へとつなげることを目的として選挙啓発を実施したものの。

2 日時

令和7年1月13日(月・祝) 13時～13時30分

3 場所

成人の日記念行事会場（マリンメッセ福岡）来場者待ち合わせ場所

4 内容

(1) めいすいくん（着ぐるみ）との記念撮影会

※ 本人の許可を得られたものについては、「CECEUF」のInstagram等に写真を掲載

(2) 選挙アンケートの実施

(3) 若者向け啓発冊子の備え置き（自由持ち帰り）



5 選挙アンケート結果（回答者13人）

- (1) 令和6年10月執行の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査で投票に行きましたか。
- | | |
|--------|-----|
| 行った | 10人 |
| 行かなかった | 3人 |
- (2) （投票に行った方へ）その理由は。【複数選択式】
- | | |
|--------------|-------|
| 政治に不満があるから | 3ポイント |
| 選挙権があるから | 4ポイント |
| 近くに投票所があったから | 3ポイント |
| 家族・友人に誘われたから | 0ポイント |
| 自分の意見を伝えたいから | 6ポイント |
- (3) （投票に行かなかった方へ）その理由は。【複数選択式】
- | | |
|----------|-------|
| 用事があった | 1ポイント |
| 忘れていた | 0ポイント |
| 知らなかった | 1ポイント |
| 住民票がなかった | 1ポイント |
| 政治に興味がない | 0ポイント |
- (4) 何があれば投票に行こうと思いますか。【記述式】
- 選挙割などの特典
隙間時間に投票できるシステムなど
- (5) どこに投票所があれば投票に行こうと思いますか。【複数選択式】
- | | |
|----------|--------|
| 商業施設 | 9ポイント |
| 駅 | 4ポイント |
| 大学 | 11ポイント |
| コンビニ | 4ポイント |
| 郵便局 | 3ポイント |
| ファストフード店 | 1ポイント |
- (6) 令和7年3月執行予定の福岡県知事選挙で投票に行きますか。
- | | |
|-----------|-----|
| 行くと思う | 10人 |
| 行かないと思う | 2人 |
| 住民票が福岡にない | 1人 |

6 従事者

市選管職員・福岡市明るい選挙推進グループ「CECEUF」計8名